

国民健康保険税はどのように計算されます(令和7年度)

国民健康保険税は世帯主様に課税されます。

(世帯主様が社会保険、後期高齢者医療制度等に加入されている場合(擬制世帯)でも、世帯主様に課税されますが、税額については、国民健康保険に加入されている方のみで計算されます。)

◎計算方法

- 1年間(4月から翌年3月まで)の保険税は、下表の3つの方法の合計で計算されます。
- 40～64歳の加入者がいる世帯は、介護納付金分(C)が加算されます。
*65歳になる月からは介護納付金分は計算されません。

(該当者のみ計算)

A～Cを①～③の方法で それぞれ計算した合計額が、 世帯主様に課税されます。	
① 所得割	加入者の前年中(令和6年中) の所得に対し計算されます。 (基礎控除額43万円)※1
② 均等割 ※2	加入者1人につき 計算されます。 ◎軽減世帯は下記の額で計算 7割軽減世帯 5割軽減世帯 2割軽減世帯
③ 平等割	1つの世帯につき 計算されます。 ◎軽減世帯は下記の額で計算 7割軽減世帯 5割軽減世帯 2割軽減世帯
1世帯あたりの限度額	

対象者:加入者全員		
A 基礎課税(医療)分		B 後期高齢者支援金分
所得割基礎額 (総所得金額等－基礎控除額) ×8.4%		所得割基礎額 (総所得金額等－基礎控除額) ×2.7%
1人につき 24,900円		1人につき 8,200円
7,470円	+	2,460円
12,450円		4,100円
19,920円		6,560円
1世帯につき 23,600円		1世帯につき 7,200円
7,080円		2,160円
11,800円		3,600円
18,880円		5,760円
650,000円		240,000円

C 介護納付金分
所得割基礎額 (総所得金額等－基礎控除額) ×2.1%
1人につき 8,400円
2,520円
4,200円
6,720円
1世帯につき 5,100円
1,530円
2,550円
4,080円
170,000円

各項目の小計

〇〇〇,〇〇〇円

△△△,△△△円

□□□,□□□円

12ヶ月分の税額

- (※1) 合計所得金額により控除額が変動します。
(2,400万円以下:43万円、2,400万円超 2,450万円以下:29万円
2,450万円超 2,500万円以下:15万円、2,500万円超:0円(控除無し))
- (※2) 令和4年度以降、世帯に未就学児がいる世帯については、当該未就学児に係る均等割が5割軽減されます。
本制度は申請不要です。税額算定の際に世帯状況に応じて適用されます。

◎低所得世帯に対する軽減

世帯の軽減判定所得が、下表に該当する場合は、保険税の均等割・平等割が軽減されます。

※申請の必要はありませんが、世帯主および被保険者が前年中の所得を申告している場合に限りです。

軽減割合	世帯主および被保険者等の軽減判定所得(前年所得)
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下(※3)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+30万5千円×(被保険者数(※4)) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下(※3)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+56万×(被保険者数(※4)) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下(※3)

- (※3) 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、いない場合は1とします。
・給与収入額が、55万円を超える者。
・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者。
- (※4) 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方のうち、継続して移行時と同じ世帯である方も被保険者数に加えて軽減割合の判定を行います。

□軽減判定所得について

軽減判定所得金額	=	前年中の 総所得金額等(※5)	+	専従者給与 (控除)額(※6)	-	軽減判定上の純損失の繰越 控除額(※7)
----------	---	--------------------	---	--------------------	---	-------------------------

- (※5) ・総所得金額及び山林所得並びに分離課税所得の合計額で退職所得は含みません。
・総合課税分の長期譲渡所得及び一時所得は1/2の金額で、土地・建物等の分離課税の譲渡所得は特別控除適用前の金額で判定します。
・65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を控除した額で計算します。
- (※6) 事業主は青色専従者給与額、事業専従者控除を必要経費として控除せずに判定します。また、専従者が事業主から支払いを受けた給与(専従者給与)は軽減判定所得には含みません。
- (※7) 軽減判定上の純損失の繰越控除額は、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」とは別に計算します。